東京都公安委員会告示第 2213 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の４第６項により弁明の機会を付与するので、同条第７項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11 月 20 日

東京都公安委員会

記

1　弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

2　弁明書の提出先

江東区有明三丁目７番26号　有明フロンティアビルＢ棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センター違反金管理係

3　弁明書の提出期限

令和 8 年 12 月 18 日

4　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の４第６項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

ロサレス　キーボ	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-103-261002-205208）
齋藤　陽太	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-107-260930-201739）
青木　宏諮	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-111-261016-202384）
GUO　YIMING	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-112-260913-413140）
水口　空	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-215-261030-203221）
東本　実	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-219-261004-203828）
竹山　浩一	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-223-261011-414651）
石田　光里	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-331-261018-451606）
LE　TH1　THU　THUY	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-436-261008-213175）
渡邉　真也	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-440-261011-410279）
塚越　純平	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-560-261103-202807）
SINGIREDDY　GOVARDHAN　REDDY	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-660-261104-203551）